

	改定前	改定後	備考																								
1	<p>第1条の1(会員) 1.~3. 省略 4. <u>会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。</u></p>	<p>第1条の1(会員) 1.~3. 省略 4. <u>本人会員と両社との契約は、両社が、本人会員となろうとする者による申込みを承諾し、両社所定の手続きを完了したときに成立するものとします。</u></p>	<p>改正民法(※)に対応するため、「契約成立時期をより明確」にした規定に修正。 ※特段の取り決めがない場合は「隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」ことになる。契約成立日は当事者間の合意で定めることができるため、実務に即した記載とした。</p>																								
2	<p>第9条(遅延損害金) <u>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年365日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。</u> <u>(1)第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年利5.5%(ただし、2009年11月30日以前の2回払い、ボーナス一括払い利用分は、年利14.0%)</u> <u>(2)前号以外のショッピング払いの場合は年利14.0%</u> <u>(3)キャッシングサービスの場合は年利18.0%</u></p>	<p>第9条(遅延損害金) <u>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約にもとづく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年365日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。</u> <u>(1)第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年利5.5%(ただし、2009年11月30日以前の2回払い、ボーナス一括払い利用分は、年利14.0%)</u> <u>(2)前号以外のショッピング払いの場合は年利14.0%</u> <u>(3)キャッシングサービスの場合は年利18.0%</u></p> <p><u>1. 本人会員が、支払金の支払いを遅滞した場合(ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。)には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭債務の種類</th> <th>金銭債務の支払方式の別</th> <th>遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料</td> <td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>2回払い、ボーナス一括払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>1回払い、リボルビング払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.0%÷365</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>キャッシングサービス融資金</td> <td></td> <td>支払を遅滞した融資金×年18.0%÷365</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの</td> <td></td> <td>支払を遅滞した金額×年14.0%÷365</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2. 本人会員が、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u></p>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.0%÷365	(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年18.0%÷365	(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.0%÷365	<p>分かりやすさの観点、かつ業務実態に即し、現行規約第9条の規定のうち、「約定支払額を遅滞した場合の遅延損害金利率」の表現を修正、かつ表示方法を『表形式』に修正。 改正民法(法定利率の3年毎変動制導入)に対応するため、分割債権に対する遅延損害金利率の表記(第1号)を、実値から『所定遅延損害金率』に修正。 遅延損害金の計算対象に分割払い手数料を含む。</p>
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																								
(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。																								
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																								
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.0%÷365																								
(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年18.0%÷365																								
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.0%÷365																								

		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
		(1) ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額全額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。
		(2) ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
		(3) ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.0%÷365
		(4) キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資金×年18.0%÷365
		(5) 第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。)であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.0%÷365

3. 第1項第1、2号および第2項第1、2号に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払いを遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

<p>3 第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのカードに対して、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)の切断および破棄処分依頼、加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的措置(以下「本件措置」と称します。)をとることができるものとします。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(10)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合</p> <p>2.~6. 省略</p> <p>7. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約にもとづきその支払いの責めを負うものとします。</p> <p>8. 省略</p>	<p>第11条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど)</p> <p>1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのカードに対して、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分(ICカードの場合はICチップ部分も同様に)の切断および破棄処分依頼、加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的措置(以下「本件措置」と称します。)をとることができるものとします。</p> <p>(1)~(9) 省略</p> <p>(10)会員指定の本人会員名義の支払預金口座が民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に定める休眠預金に該当した場合</p> <p>(11)会員指定の本人会員名義の支払預金口座が当行の普通預金規定等に定める未利用口座に該当した場合</p> <p>(12)その他当行または三菱UFJニコスが会員として不適格と認めた場合</p> <p>2.~6. 省略</p> <p>7. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約にもとづきその支払いの責めを負うものとします。<u>なお、支払いに関する規定につき第24条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u></p> <p>8. 省略</p>	<p>利用代金決済口座が休眠預金または未利用口座に該当した場合の会員資格取消しについて追記。業務実態に即し、カード契約終了後においても、継続適用される条項(変更後の規定を含む)」がある旨の規定を新設。</p>
--	--	--

4	<p>第13条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約にもとづく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、(1)の場合において、当行が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われぬものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 会員が死亡した場合</u></p> <p><u>(8) 当行に通知せず住所を変更し、当行にとって所在不明となった場合</u></p>	<p>第13条(期限の利益喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約にもとづく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、(1)の場合において、当行が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われぬものとします。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 会員が死亡した場合</p> <p><u>(7) 当行に通知せず住所を変更し、当行にとって所在不明となった場合</u></p>	<p>当然喪失事由の一類型として、現行規約第13条第1項第7号に規定している「会員が死亡した場合」については、直近の消費者団体からの申出による他社対応を踏まえ、期限の利益喪失事由から削除。</p>
5	<p>第15条(退会)</p> <p>1.～3. 省略</p> <p>4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用料金等について、本規約にもとづきその支払いの責めを負うものとします。</p>	<p>第15条(退会)</p> <p>1.～3. 省略</p> <p>4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用料金等について、本規約にもとづきその支払いの責めを負うものとします。<u>なお、支払いに関する規定につき第24条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u></p>	
6	<p>第24条(規約の変更)</p> <p><u>本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第24条(規約の変更)</p> <p><u>本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</u></p> <p><u>両社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 社会情勢または経済状況の変動</u></p> <p><u>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</u></p> <p><u>(3) 両社の業務またはシステムの変更</u></p>	<p>改正民法における『定型約款の変更』にかかる新設規定の趣旨に従い、現行規約第24条で規定している「変更後規約の適用要件」について、「利用承認」から『事前公表』に変更のうえ、規定内容を見直し。</p>
7	<p>第26条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。</p>	<p>第26条の1(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。<u>ただし、2023年4月1日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払区分とすることはできません。2023年4月1日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、支払方式として分割払いが、支払回数として会員が指定した回数が指定されたものとみなします。</u>)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。</p>	<p>ボーナス併用分割払いの停止(2023年4月)。</p>
8	<p>第31条(キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1.～5. 省略</p>	<p>第31条(キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1.～5. 省略</p> <p>第31条の2(金銭消費貸借の成立)</p> <p><u>1.会員が、貸与を受けたカードを、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</u></p>	<p>改正民法(要物契約明示化)に対応。</p> <p>改正民法(要物契約明示化)・国際会計基準/米国会計基準に対応(貸倒損失計上義務回避)するための規定を新設(第2項)。</p>

	<p>2.当行は、会員がキャッシングサービスの利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾を なす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</p>	
--	---	--